

狭山市公共交通計画 修正箇所

No	頁	変更箇所	理由
1	目次	41頁に用語集の追加	専門用語が多く共通理解を図るために追加
2	1 頁	1.1 計画策定の趣旨及び位置づけ 「運転手の高齢化や若年層の担い手減少に伴う運転手不足も深刻な課題となっている」ことを追加	公共交通の維持確保が困難な状況となっている理由として、利用者の減少傾向が続いていること。また、労働力不足も大きな課題となっているため
3	13 頁	2.4 自動車保有状況 前文「自家用車の保有台数は…」に「県平均の 0.74 台と比較するとやや多くなっています。」を追加	当市の交通の特性を把握するため
4	15 頁	ほりかねデマンドバスの維持に係る市負担額の推移	最新の実績データで表記
5	20 頁 ～ 22 頁	地域公共交通の状況 鉄道⇒路線バス⇒タクシー⇒茶の花号⇒デマンドバス	交通利用頻度や主要性に基づき、一般的に利用される順番として整理
6	20 頁 22 頁	対象路線一覧の運行本数の単位を本から回に変更	運行本数は、往復で「1」と数えるケースは「1 回」として表記することが一般的であるため
7	23 頁	① ほりかねデマンドバスの月別登録人数と実利用人数 ② ほりかねデマンドバスの月別利用人数(延べ利用人数と実利用人数)	最新の実績データで表記
8	26 頁	まちづくりの動向の一部の文章を変更 「拠点間をつなぐ交通ネットワークを通じて」を「コンパクト・プラス・ネットワーク」に変更	拠点を結ぶだけでなく、持続可能な都市構造の実現を表現し、意図や目的をより明確にわかりやすく伝えるため

9	28 頁	「地域交通」として「市内循環バス茶の花号」、「新たな地域公共交通」、「地域住民の支え合いによる移動手段」を位置付けた	「路線バス(その他の路線)」と「茶の花バス」等との間には、運行回数に関して大きな隔たりがあるため
10	28 頁	新たな地域公共交通の方向性の中の「ライドシェア」を「自家用有償旅客運送」に変更	道路運送法と地域交通法に基づく「二法協議会」を設置していることから、「ライドシェア」よりも通常の「自家用有償旅客運送」を活用した方が合理的であるため
11	32 頁 ～ 38 頁	(2)目標達成のための施策①、①、②の取り組み内容の変更	施策①の「路線バスの維持・確保」、施策①の「生活環境に合わせた市内循環バス「茶の花号」の改善」、施策②の「新たな地域公共交通サービス」を一体的な路線再編や運行の効率化を踏まえ進めていく必要があるため
12	39 頁	評価指標 路線バス利用者数の目標値を「基準値以上」から「基準値維持」に	持続可能で安定したサービスを目指すため
13	39 頁	計画目標 3 の評価指、標市内循環バス茶の花号の「利用者数」を「収支率」に変更、算出方法に注意書きとして「※地域交通の再編後の収支率」を追加	「茶の花号」の再編などを含めて市内の交通を再定義することもあるため、注意書きを追加